

なごや暮らしのあんしん情報

訪問販売の悪質な被害が多発しています



数年前から羽毛布団のメンテナンスや除湿剤の販売で複数の業者がたびたび来訪してくる。布団を見せてほしいというので断り切れず家に上げたところ、1枚14万円もする除湿シートを2枚購入するよう勧められた。商品を袋から取り出して押し入れに勝手に敷いてしまった。業者の態度が怖くて何も言えなかった。



過去に訪問販売の被害に遭った方が、悪質業者に狙われています。

- ❗ 訪ねてきた事業者を安易に家に入れないようにしましょう。
- ❗ 断っても事業者が帰らなければ、警察に通報しましょう。断っている消費者への再勧誘は、法律・条例で禁止されています。困ったときは、消費生活センターへご相談ください。
- ❗ ご家族のみならず、民生委員さんやヘルパーさんなど、周りの方々の気づきが被害の発見につながります。みんなで見守りましょう。

訪問販売や電話勧誘販売では、契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフ制度を利用し、無条件で解約することができます。8日を過ぎていても、取り消すことができる場合があります。早めに相談してください。

名古屋市消費生活センター ☎222-9671

見守り 新鮮情報

事例1 「電力工事のお知らせに訪問したい」と言われ、契約中の電力会社だと思い話を聞いた。「この地域は皆、この光回線にしている」と変更が必要であるかのように言われ、書類に記入

したら、**別会社への光回線申込**だった。
(70歳代 女性)

事例2 契約中の大手通信事業者Aを名乗る電話があり、「**光コラボ**の案内。今より**千円**ほど**安くなる**」と勧誘された。**A社のプラン変更だと思**い手続きをしたら、**別会社との契約**になっていた。
(60歳代 男性)



©Kurosaki Gen

光回線サービスの変更は、内容をよく理解してから

ひとこと助言



契約先を確認して
見守りくん

- NTT東日本やNTT西日本から光回線を借り受けた事業者(光コラボレーション事業者)の参入が増え、これらが提供する光回線サービス(コラボ光)の相談も寄せられています。光コラボレーション事業者との契約は、NTT東西との契約ではありません。
- 「安くなる」と勧誘されても他のオプションサービスとセット契約だった場合、今の料金より高くなる場合があります。
- 勧誘されてもすぐに返事をせず、契約先の事業者名、サービス名など契約内容を確認しましょう。内容が理解出来ない、必要がないと思った場合は、きっぱり断りましょう。
- コラボ光は、電気通信事業法の解約ルールである「初期契約解除制度」の対象です。解約したいと思ったら、すぐに光コラボレーション事業者に申し出ましょう。心配なときは、お早めに**名古屋市消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト:黒崎 玄

見守り新鮮情報 第318号(2018年9月19日)発行:独立行政法人国民生活センター

利用のご案内

消費生活 相談

☎ **052-222-9671**

- 月～土曜日(祝休日、年末年始を除く)
- 9:00～16:15
- ※架空請求、多重債務、若者特別相談等も受付しています

消費者 ホットライン

☎ 局番
なしの **188**

- 年末年始を除く毎日

お近くの
消費生活相談窓口
につながります

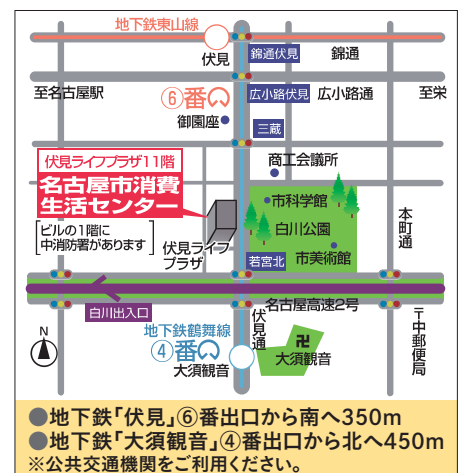
くらしの情報プラザ

くらしに役立つ
幅広い情報を提供しています。

開館時間 ● 月～土曜日
● 9:00～17:00

祝休日、年末年始を除く

☎ **052-222-9677**



- 地下鉄「伏見」⑥番出口から南へ350m
- 地下鉄「大須観音」④番出口から北へ450m
- ※公共交通機関をご利用ください。

チラシの内容の無断転載をお断りします。

名古屋市消費生活センター

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

TEL(052)222-9679 FAX(052)222-9678

URL <https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>

※メールでの相談も受け付けています。詳しくは、上記URLをご覧ください。

名古屋市消費生活センター 検索

